

平成 25 年 11 月

水田農業の構造変化と担い手に関する研究
～平地農業地域及び中山間農業地域における集落営農組織
と大規模個別経営の課題と展開方向～

農林水産政策研究所
構造分析プロジェクト研究チーム

I 研究の目的と方法

水田農業においては、大規模個別経営に加えて、小規模農家が多い地域を中心に集落営農組織等が農地の受け手(担い手)として拡大している。多くの集落営農組織が各地で設立・再編されたこともあり、新たな農業構造の変化が各地域で起こりつつある。

農林水産政策研究所では、これまで、近年における農業構造の変化に関する統計分析を行うとともに、主要水田作地域での集落営農組織の展開状況や組織と大規模個別経営との関係性について現地調査を実施し、近年、集落営農組織が急増し、水田農業の構造が大きく変化していることを明らかにした⁽¹⁾。また、集落営農組織と大規模個別経営が共に農地の引き受け手として併存している地域もあれば、どちらかのみが引き受け手になっている地域もあり、依然として、リタイアする農家の農地の引き受け手が不足している地域もあること、近年、設立されたものの、維持・存続が難しくなっている集落営農組織も出てきていることを明らかにした。

この研究成果を受けて、本研究所では、平成 23 年度より、政策としての対応の必要性が高いと思われた i) 近年設立された集落営農組織が直面している課題、ii) 農業者の高齢化により、農地を預けたいという人が増加する中での農地の引き受け手の確保と引き受け手間での利用調整の2点に焦点を当てて、プロジェクト研究を実施している。

この研究を進めるに当たっては、これまでの研究成果を踏まえ、

- ① 近年、新たに政策対応のために設立された集落営農組織では法人化計画を延長している組織が多いが、どのような要因から法人化が進んでいないのか、また、今後どのような方策が考えられるのか
 - ② 集落営農組織と大規模個別経営の分布には偏りがあり、集落毎に見ていくと、両者が同じ集落内で競合していたり、どちらも存在していなかったりする状況となっているが、土地利用調整を円滑に進めるために、どのような方策が考えられるのか
- という2つの視点から分析を行い、今後の課題と対応方向を明らかにした。

II 調査方法及び調査対象地域

上記のような研究を実施するため、平地農業地域と中山間農業地域別に、大規模個別経営や集落営農組織の分布状況の違いを踏まえて、以下の3つの類型を調査することとした。

		組織の農地集積動向	組織の農地集積水準	2005年以降の集落営農組織の展開状況による地域タイプ			
				先発型組織化地域	後発型組織化地域		その他
				組織化急進地域	組織化進行地域		
大規模個別農家の田借地寄与率			高	高	中	低	
農家以外の事業体の田借地寄与率			小	大	中～小	中～小	
2005年までの主な田借地主体による地域タイプ	組織対応型	高	低	富山 福井 岐阜 広島 島根			
	組織・個別農家分担型	中	中	滋賀	岩手 宮城 長野	石川 兵庫 取 山口	愛知 京都 新潟
	個別農家対応型	低	高	秋田 山形 香川 福岡 佐賀 熊本	三重 大分	青森 森木 馬 群 千 岡 宮	福島 茨城 埼玉 静岡 高知 鹿児島
	その他	低	低			山梨 奈良 愛媛	和歌山 徳島 長崎

第1図 「引き受け手層」形成タイプ別にみた地域性

資料：農業センサス(2005年、2010年(概数値))、集落営農実態調査結果(2005年、2010年)

注1) 北海道および集落営農組織のない東京都、神奈川県を除く。□で囲んだ県は事例として紹介するところである。

2) 組織の農地集積水準(農地集積率)は、2010年の集落営農組織の集積面積を農業センサスの農業経営体の面積で除して求めた。また、農地集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差による。

3) 田借地寄与率とは、1990年から2005年の間に増加した田借地面積(総量)に対する各主体の田借地増加面積の割合をいう。

その際、比較分析を行う観点から、類型毎に 2005 年以降の集落営農組織の展開状況に違いがある県をそれぞれ 2 県ずつ選定した(第1図)。

- i) 平地農業地域において、組織的な取組が盛んで、集落営農組織と大規模個別経営との間で農地利用で競合関係がみられる富山県と佐賀県(前者は 2005 年以前より集落営農の組織化が進んでいた県で、後者は 2005 年以降集落営農の組織化が急進した県)
- ii) 平地農業地域において、これまでは中・大規模個別経営が農地の引き受け手の中心であったが、集落営農の組織化が急進し、それぞれ経営面での発展が課題になっている秋田県と岩手県(前者は 2005 年以前専ら個別農家が農地の引き受け手であった県で、後者は 2005 年以前も組織による引き受けがみられた県)
- iii) 中山間農業地域が多く、地域の水田農業の維持・存続のために組織的な取組が盛んであるが、その持続性が課題となっている山口県と広島県(前者は 2005 年以降集落営農の組織化が進んだ県で、後者は 2005 年以前より集落営農の組織化が進んでいた県)

具体的には、この 6 県から、以下のような特徴のある地区をそれぞれ各 1 ヶ所選定し、23～24 年度に調査を実施した(第1表)。

その際、集落を越えて経営を展開している集落営農組織と大規模個別経営との関係、地区内に併存する集落営農組織間の経営状況の違いを明らかにするため、調査地区の範囲を「旧市区町村」⁽²⁾とし、その中で営農している主要な担い手経営体を網羅的に調査することで、地区全体での水田農業の担い手経営体の活動状況と農業構造の変化を把握した。

第1表 調査対象地域とその水田農業の担い手に関する主な特徴

	地域名	地域の水田農業の担い手に関する主な特徴
平地農業地域	富山県砺波市A地区	集落営農の組織化が早くから進み、法人化も進展している先進地域
	佐賀県佐賀市B地区	従来より生産調整や機械の共同利用で組織的な取組が盛んで、近年、集落営農の組織化が急進した地域(法人化の進展なし)
	秋田県大仙市C地区	以前は大規模個別経営が中心であったが、近年、集落単位での集落営農の組織化が急進した地域
	岩手県花巻市D地区	以前は大規模個別経営が中心であったが(生産調整への対応で組織的な取組もあり)、近年、広域での集落営農の組織化が急進した地域
中山間農業地域	山口県長門市E地区	近年、広域での集落営農の組織化が進み、その法人化も進展している地域
	広島県庄原市F地区	集落営農組織(任意)を含む組織的な取組(機械の共同利用が中心)が早くから盛んで、近年、その法人化の動きが見られる地域

Ⅲ 研究成果の概要

1. 集落営農組織の経営実態と課題

平成19年4月に水田経営所得安定対策が導入される直前に、政策対応のために多くの集落営農組織が立ち上げられたが、同対策の導入後も多くの組織が設立されており、また、同時に組織の統合・分割、解散・廃止の動きもみられる。農林水産省「集落営農実態調査」によれば、平成19年から24年にかけて5,246の集落営農組織が新設される一方で、2,510の組織が解散・廃止している(第2表)。

このことは、政策対応のために立ち上げられた集落営農組織の一部で、組織活動が進展する展望が開けず、結果的に組織としての存続意義を失い、解散や組織再編が行われている可能性

第2表 集落営農組織数の推移

(単位：組織数)

	平成19年 ①	平成24年 ②	増減数 (②-①)		
				新設数	解散・廃止
全国	12,095	14,742	2,647	5,246	2,510
北海道	324	272	△ 52	44	96
都府県	11,771	14,470	2,699	5,202	2,414
東北	2,170	3,389	1,219	1,848	540
北陸	2,042	2,298	256	753	497
関東・東山	772	986	214	373	159
東海	823	889	66	209	143
近畿	1,600	2,036	436	709	273
中国	1,646	1,904	258	525	267
四国	316	375	59	134	75
九州	2,396	2,587	191	650	459
沖縄	6	6	0	1	1

資料：農林水産省「集落営農実態調査」

が考えられる。

19～21年度に、農林水産政策研究所が新たに立ち上げられた組織を中心に76の集落営農組織について調査を実施したが、政策対応のために立ち上げられ運営目的が定まっていない組織では、その4割で組織的な活動の進展が見られたものの、6割で組織的な活動の進展が見られなかったことが明らかになっている⁽³⁾。

以下では、近年、新たに立ち上げられた集落営農組織を中心に、その経営実態と組織としての持続性、抱えている課題を把握するため、前述

の6調査地区で営農を行っている集落営農組織について調査・分析を行い、平地農業地域、中山間農業地域毎に、その結果を整理した。

(1) 平地農業地域

今回の平成22～24年度の調査結果でも、平地農業地域の調査地区で（富山県、佐賀県、秋田県、岩手県）では、政策対応のために作られた組織でも、その後、機械の共同利用や協業などの組織的な活動の実態を作ることができた組織では、組織的な活動の進展がみられた（第3表）。特に、秋田県大仙市C地区、岩手県花巻市D地区で、政策対応のために立ち上げられたいわゆる「枝番方式」⁽⁴⁾の集落営農組織が多かったが、この2地区でも、組織的な活動の進展が見られた組織と、組織としての実態を作れず解散や組織再編した組織の双方が把握された。

第3表 平地農業地域の調査地区における集落営農の経営実態と法人化、解散・再編の状況

(単位:組織数)

	集落営農数	うち平成18年以降設立	組織で行う作業の有無		販売額へのプール計算の導入状況	法人化している組織数	法人化後に新しい取組を行っている組織数	解散・再編した組織数
			有	無				
富山県砺波市A地区	4	2	有	4	4	3	3	0
			無	0	0	0	0	0
佐賀県佐賀市B地区	3	1	有	3	2	0	0	0
			無	0	0	0	0	0
秋田県大仙市C地区	10	9	有	4	4	1	1	0
			無	6	0	0	0	4
岩手県花巻市D地区	8	5	有	8	8	0	0	0
			無	0	0	0	0	0

1) 組織としての実態を作り組織的な活動の進展が見られた組織

秋田県大仙市C地区の集落営農組織は、①17年に立ち上げられ、既に法人化し、複合化、多角化している組織、②18、19年に立ち上げられ、経営実態を作れた組織、③18、19年に立ち上げられ、経営実態を作れなかったが解散していない組織、④18、19年に立ち上げられ、経営実態を作れず解散・再編された組織、⑤18、19年に立ち上げられ、経営実態を作れず解散した組織の5グループに分類が可能である。

このうち、②に属する3組織では、集落営農組織の設立時に、生産調整の大豆作に組織として取り組んだことから（以前からある1組織でも大豆に組織で取り組んでいる）、24年現在でも組織の存続意義が見いだされ、組織を維持することができている（第4表）。

他方で、岩手県花巻市D地区の集落営農組織は、程度の差はあるものの全ての集落営農組織に経営実態があり組織を維持できている。

このうち、平成18、19年に立ち上げられた5組織が、生産調整の小麦作、飼料米作に組織で取り組むことで、組織としての経営実態を持ち、これまで組織を維持してきている（以前からある3組織でも小麦作等に組織で取り組んでいる）。

第4表 秋田県大仙市C地区、岩手県花巻市D地区の集落営農組織の経営実態、存続・解散理由等

	組合名	設立年	現況	経営作物	販売額を組織で プール計算	協業作業	集落営農組織の存続意義、解散理由
秋田県大仙市C地区	(農)A組合	平成17年	存続	米+大豆+野菜等	全て	全て	収益向上のための規模拡大、複合化、多角化
	B組合	18年	存続	米+大豆+飼料	大豆のみ	大豆の一部	大豆のBRの維持、高齢農家の農作業受託
	C組合	19年	存続	米+大豆+WCS	大豆のみ	大豆の一部	大豆のBRの維持、高齢農家の農作業受託
	D組合	19年	存続	米+大豆+枝豆	大豆のみ	大豆の一部	集落のつながりで農業生産の存続
	E組合	18年	存続	米(耕畜連携)	なし	—	集落内の飼料作物の効率的な集荷
	F組合	18年	存続	米+大豆	なし	なし	集落のつながり維持、将来の農作業受託
	G組合	18年	解散	米+大豆+枝豆	枝豆のみ	なし	24年に組織を解散し、同年、作業受託組織へ再編
	H組合	19年	解散	米+大豆	なし	なし	22年に解散後、24年に作業受託組織へ再編
	I組合	19年	解散	米+大豆	なし	なし	経営実態なく、メリット感じられず23年に解散
	J組合	19年	解散	不明	なし	なし	経営実態なく、メリット感じられず21年に解散
岩手県花巻市D地区	K組合	昭和44年	存続	米+小麦+雑穀	全て	全て	機械の共同利用による収益向上
	L組合	平成12年	存続	小麦+飼料米	全て(米なし)	全て	生産調整対応、飼料米生産への取り組み
	M組合	16年	存続	米+小麦+大豆等	米以外	小麦等の一部	生産調整対応(以前は外部に委託)
	N組合	18年	存続	小麦	全て(小麦のみ)	小麦の一部	生産調整対応(新たに小麦の生産を開始)
	O組合	17年	存続	米+小麦+加工米	全て(米2haのみ)	全て	生産調整対応(設立当初は大豆生産を開始)
	P組合	19年	存続	小麦+雑穀+飼料米	全て(米なし)	全て	生産調整対応(以前は外部に委託)
	Q組合	19年	存続	米+小麦+飼料米	米以外	小麦等の一部	生産調整対応(設立当初は大豆生産を開始)
	R組合	19年	存続	米+小麦+飼料米	米以外	小麦等の一部	政策対応、転作組合を吸収し小麦の本格栽培

2) 組織としての実態を作れず解散や組織再編した組織

これらに対して、秋田県大仙市C地区で経営実態を作れなかった4組織は、①今後の経営発展に向けた展望が見いだせないこと、②参加農家に組織存続のメリットが実感できないこと、③会計や事務処理が煩雑で会計や組合長の負担になっていること等から、24年までに解散している(前出第4表参照)。

そのうちの2組織では、組織を解散しても、実際には個別農家が自分の農地を経営している

第5表 秋田県大仙市、宮城県角田市における集落営農組織の再編事例

集落名	集落営農組織の再編経緯
秋田県大仙市C地区α集落	平成18年に既存の5戸からなる機械利用組合と組合未加入の認定農業者2戸も含めた12戸からなる集落営農組織Gが立ち上げられ(集積面積30ha)、法人化に向けての第一歩として、枝豆用の脱穀機を買い、組織で枝豆生産を開始した。その後、オペレータ及び会計担当とそれ以外の農家の間の組織に対する意識の差が拡大する一方の状況を踏まえ、24年に解散した。組織解散後は、組合長(認定農業者)を中心とした機械の共同利用組合Gを再度立ち上げ(メンバーは以前機械利用組合に参加していた5戸)、今後はリタイア農家からの作業受託も行っていくこととしている。なお、もう一人の認定農業者は、この機会に独立している。
秋田県大仙市C地区β集落	平成19年に既存の6戸からなる機械利用組合が前身となって、組合未加入の兼業農家3戸も含めた9戸からなる集落営農組織Hが立ち上げられ(集積面積22ha)、生産調整作物としての大豆にも取り組み始めた(ただし、近隣の法人化した集落営農組織に播種から乾燥調製まで委託)。その後、会計業務(主に参加農家への精算業務)に対する負担感から、22年に解散した。その後、リタイア農家から出てくる農地の受け皿として、集落営農組織を構成していた9戸で水稻作業の受託組織Hを24年に設立した。同組織は、参加9戸のうち7戸がオペレータとして出役しているが、集落内の22haを対象とするだけでなく、集落外からも水稻作業を受託することとし、既に1.5ha分の作業を他集落から受託している。
宮城県角田市G地区γ集落	平成18年に既存の11戸からなる転作作業の受託組織が前身となって、認定農業者6人を含めた7戸からなる集落営農組織Sが立ち上げられ、麦14ha、大豆39haの作業受託を開始した。同組織は、農地の細分化を避けるため、組織への利用権の一括設定を目指して立ち上げられたが、認定農業者間の法人化に対する意向の違いから、21年4月に解散した。その後、認定農業者3戸からなる農事組合法人Sが新たに立ち上げられ、同時に3戸の個別経営を行う認定農業者が組織から独立することとなった。法人fでは、麦・大豆作の作業受託のほか、旧桑園を利用した搾油目的の菜の花栽培(3.5ha)にも取り組んでいる。

ため当面困らないほか、

集落内に規模拡大余力のある個別経営や機械利用組合があるのでリタイア農家からの農地の引き受けでも当面は困らないため、組織を再度立ち上げる動きは出ていない。

他方で、同地区のG生産組合は、いわゆる「枝番方式」の集落営農組織としては、一旦解散したが、意識の近いオペレーター・メンバーだけで集落内外の高齢リタイア農家からの農作業を受託する組織として立ち上げられている(第5表)。同地区のH生産組合も、同様

にいわゆる「枝番方式」の集落営農組織を一旦解散し、2年後、集落内だけでなく集落外の高齢リタイア農家からの農作業も受託する組織を立ち上げ直している。また、宮城県角田市でも、集落営農組織を立ち上げたものの、集落営農の法人化について、その必要性を認識しているリーダーやオペレーターと他の構成農家との間で意識に違いがあることから、組織の再編が行われている。このように、集落営農組織としての実態を作る展望を見いだせない場合に、組織をリセットし、地域の将来に必要な形で新たな組織を再編している例もみられる。

なお、秋田県大仙市C地区には、集落営農組織としての実態を作れていない組織がもう2組織あるが、地域内に農地の引き受け手となる個別担い手がいない危機感から、組織を解散させずに踏みとどまっている。

3) 組織としての実態はあるが法人化が展望できていない組織

秋田県大仙市C地区、岩手県花巻市D地区において、現在も存続している集落営農組織でも、構成農家の高齢化が進む中、法人化が展望できていない組織は少なくなく、そうした組織

第6表 秋田県大仙市C地区、岩手県花巻市D地区のオペレーター確保状況と経営面積

(単位：戸、人、ha)

	組合名	構成戸数	オペレーター の人数(60歳 未満の人数)	経営面積 (立地集落の 農地面積)
秋 田 県 大 仙 市 C 地 区	(農)A組合	19	7(6)	45(54)
	B組合	17	2(1)	43(91)
	C組合	14	3(0)	22(30)
	D組合	17	5(5)	39(50)
	E組合	10	—	22(47)
	F組合	7	—	16(47)
岩 手 県 花 巻 市 D 地 区	K組合	8	5(2)	30(72)
	L組合	62	4(0)	40(291)
	M組合	19	2(1)	31(71)
	N組合	9	2(0)	10(35)
	O組合	9	4(0)	26(28)
	P組合	13	2(1)	19(107)
	Q組合	11	3(0)	12(48)
	R組合	51	4(2)	79(143)

注1) オペレータの欄では、赤い網掛けはオペレータが2人未満の組織、青い網掛けは5人以上の組織。経営面積の欄では、赤い網掛けは集落内の農地に占める組織の経営面積が50%未満の組織で、青い網掛けは80%以上の組織である。

2) 岩手県花巻市D地区の集落の面積は農地面積ではなく、水田面積を取っている。

では、将来に向けて、農地を預けたい農家が増加した時の対応や組織の持続性の面で課題を抱えている。

例えば、①少数の構成員に機械作業等で大きな負担がかかっている組織、②60歳未満のオペレーターが確保できていない組織、③立地集落の農地に対するカバー率が低い組織が両地区共に散見され、これらの組織では、今後、農地を預けたいという高齢リタイア農家が増えた時の対応、将来のオペレーター確保等で課題を抱えている(第6表)。

また、佐賀県佐賀市B地区では、生産調整への対応からブロックローテーションが行われており、水田作における協業化も進展している。このため、地区内に立地する3つの集落営農組織は、程度の差はあるもののいずれも組織としての内実は備わっている(第7表)。しかし、大豆の収穫組織、麦作・稲作の集落営農組織、カンントリーエレベーターとで組織的な取組の大きさに違いがあるほか(カンントリー・エレベーター>大豆の収穫組織>集落営農組織の順にカバーするエリアが大きい)、大豆の収

第7表 富山県砺波市A地区、佐賀県佐賀市B地区の集落営農組織の経営実態、法人化理由、法人化に向けた課題等

	組合名	設立年	経営作物	販売額を組織でプール計算	協業作業	集落営農組織を法人化した理由、法人化への課題
富山県 砺波市 A地区	(農)a組合	平成5年	米+大豆+野菜	全て	全て	個別所有の機械を処分し平5年に法人化
	(農)b組合	17年	米+大豆+野菜	大豆、野菜	ほぼ全て	若い担い手確保に向けて平23年に法人化
	(農)c組合	20年	米+大豆+大麦+野菜	全て	全て	利用権設定での規模拡大のため平23年に法人化
	d組合	20年	米+大麦	全て	全て	(農)b組合の支援を受けて組織化、将来の統合を視野
佐賀県 佐賀市 B地区	e組合	平成16年	米+小・大麦+大豆	大豆全部、米・麦の一部	米・麦の耕起、麦播種以外	米のプール計算実現に向けリタイア農家から預かった2haの米を協業で行い、法人化に向けた米の協業を試行
	f組合	16年	米+小・大麦+大豆+野菜	全て	米、麦、大豆の耕起以外	集落内の農地をほぼ集積したので規模拡大の必要性がなく、各年代別にオペレータを十分確保
	g組合	19年	米+小・大麦+大豆	なし	米、麦の一部	全ての作物でプール計算ができていない

穫組織やカントリーエレベーターの運営組織では地域の大規模個別経営が中心的な担い手となっており、いずれの組織でも法人化の目途は立っておらず、将来に向けた組織の持続性の面では課題を残している。

4) 組織としての実態があり法人化している組織

これらに対して、前出の第7表のように、組織化の先進地域である富山県砺波市A地区で設立されている集落営農組織では、しっかりした経営実態があるだけでなく、法人化も進展しており、既に4つの集落営農組織のうち3組織が法人化している。また、同地区には、経営規模が94haの(農)h組合(3戸の農家による協業組織が発展した法人)が、これらの集落営農組織の立ち上げ前から存在し、地域のリタイア農家等の農地の引き受け手になっていると同時に、多角化にも取り組むことで通年雇用を可能にした上で、若い従業員を積極的に雇用し(常雇5人)、地域経済にも貢献している(第8表)。この大規模法人の存在が、後発の集落営農組織の目標となっていることもあり、多くの集落営農組織で、法人化の理由が明確化されており、法人化を機に、組織として農地を引き受けられる体制を整えたり、将来、若い人を雇用できるようにするための労働の場の確保を目的に、施設園芸、農産物加工、直売に取り組み始めている。このため、将来は、こうした集落営農組織が、大規模法人と同様の機能を果たす法人に成長する可能性がある。

また、秋田県大仙市C地区にも、経営規模が45ha(作業実施面積は84ha)の(農)A組合(集落営農組織が発展した法人)が存在しており、地区内の大豆の収穫作業を56haを引き受けており(3集落営農組織が作付けている大豆46haも含む。乾燥・調製も含めれば4集落営農組織が(農)A組合に依存)、周辺の個別農家、集落営農組織の大豆作の実施にも貢献している。また、多角化にも取り組むことで通年雇用を可能にした上で、若い従業員を積極的に雇用(常雇3人+パート4人)しており、大仙市C地区のような水田単作地帯でも、こうした通年雇用を行える集落営農法人の存立が可能であることを示している。

第8表 富山県、秋田県の調査地区内に立地する大規模法人の経営概況と地域への貢献

地区名	組織名 (前身組織)	設立年 (法人化 年)	集積面積 (経営面 積)	雇用人数 (60歳未満 人数)	経営内容	主な地域貢献
富山県 砺波市 A地区	(農)h組合 (5戸の協業 組織)	昭和53 年 (56年)	94ha (94ha)	5人 (5人)	米+大豆+大麦 +野菜	設立以降年に2~3ha平均 で、周辺地域の農地を引き受 け。5人の雇用も創出。
秋田県 大仙市 C地区	(農)A組合 (集落単位 の農事組 合)	平成17 年 (17年)	84ha (45ha)	3人 (3人) +パート4 人(レストラ ン部門)	米+大豆+加工 用米+園芸+農 家レストラン	集落外の農地も5ha引き受 け。大豆収穫作業を56ha(他 の集落営農組織から46ha)引 き受け。3人の常雇のほかレス トランでも4人雇用。

5) 小括

平場農業地域においては、設立時に経営実態（共有機械による協業等）のなかったいわゆる「枝番方式」の集落営農組織でも、大豆、小麦、飼料米作等を機に協業化が進められた組織は、現在でも存続し、そうした実態を作れなかった組織で解散や組織再編の動きがみられる。経営実態のない集落営農組織の場合、経営実態を徐々にでも作っていくことが重要であるが、そうした実態を作る展望が望めない場合には、これまでの組織をリセットし組織を再編することも対応策として考えられる。

また、大規模法人が、リタイア農家から出てくる農地の受け皿となったり、多角化し若い人を通年雇用していることや、既に法人化している集落営農組織での法人化後の複合化・多角化への取組状況を踏まえれば、経営実態を作れた組織でも、将来に向けて経営の持続性を確保するためには、任意組織であることを過渡的なものとして捉えて、法人化を契機に積極的な経営展開を行っていくことが重要である。

(2) 中山間農業地域

山口県長門市E地区、広島県庄原市F地区の中山間農業地域では、リタイア農家が増加しているが、そうした農家からの営農を引き受けられる集落営農組織は少ない。前者では32集落に8集落営農組織が立ち上げられているが、そのうち農産物を組織で販売しているのは5組織にとどまり、後者では38集落に15の集落営農組織が立ち上げられているが、そのうち農産物を

第9表 中山間農業地域の調査地区における集落営農組織の経営実態と法人化、オペレーターの状況

	集落営農 組織数	うち組織で販 売している組 織数	組織で行う 作業のある 組織数	法人化し ている組織 数	法人化後に 新しい取組 を行っている 組織数	(単位:組織数)	
						60歳未満のオ ペレーターが2 人以下の組織 数	
山口県長門市E地区	8	5	8	5	5		6(*1)
広島県庄原市F地区	15	3	9(*2)	3	2		5(*2)

注 1) *1 8組織のうち2組織は未確認のため含めていない。
2) *2 15組織中経営の概況を把握できた12組織における数値である。
3) 組織で販売している組織が、結果的に、全て法人化している組織となっている。

を組織で販売して
いるのは3組織、
にとどまっている
(第9表)。他方
で、農産物を組織
で販売している集
落営農組織につい
ては、全てが法人
化されている。

1) リタイア農家からの農地を引き受けられる法人化した組織

山口県長門市 E 地区では、7つの農区（複数集落を再編した行政区）のうち6つの農区を対象に、5つの農産物を組織で販売する集落営農組織が立ち上げられ、その全てが法人化している（第10表）。こうした法人（以下「集落営農法人」という。）が営農を行っている農区では、当該法人が利用権設定による農地の引き受けを進めている。また、当面必要な数のオペレーターを確保し、組織の持続性をとりあえず保っている法人が多い。

第10表 山口県長門市E地区に立ち上げられた集落営農法人がカバーする農地等

地区名	集落数	農区内水田面積 ①	集落営農組織(法人) (地区内に立地するその他の組織)	設立年 (法人化年)	集積面積 ②	設立後増加した集積面積	カバー率 ②/①	複合化・多角化	参加戸数	オペレーター人数 (うち60歳未満)
第一農区	8	96ha	(農)i組合 (転作飼料組合1)	平成20年	14ha*	2.5ha	15% (18%)	△	90	5 (0)
第二農区	4	70ha	(農)j組合	21年 (21年)	22ha	4~5ha	37%	△	50	5 (1)
第三農区	5	110ha	(農)k組合	18年 (18年)	19ha	8ha	16%	○	76	6 (3)
第四農区	3									
第五農区	3	73ha	(農)l組合 (機械利用組合等2)	18年 (18年)	13ha	0.8ha	18% (81%)	△	12	5 (3)
第六農区	4	31ha	(防除組織のみ立地)	—	—	—	—	—	—	—
第七農区	5	76ha	(農)m組合 (機械利用組合1)	18年 (20年)	17ha	1ha	22% (86%)	△	26	16 (0)

注1) 第一農区の(農)i組合は7haを特定作業受託の形で集積しているため、この面積を加えてある。他の組織は、全て利用権設定での集積面積のみ。

2) カバー率の()内は、農区内の他の組織がカバーしているエリアを除いた場合のカバー率である。

3) 複合化、多角化で△は露地野菜のみの取り組み。(農)k組合は、ハウス栽培、加工施設における加工、直売所の経営による直売も実施。

2) リタイア農家からの農地を引き受ける機能を持たない組織

広島県庄原市 F 地区では、地域内に多くの集落営農組織（その多くが「営農集団」と呼ばれる作業受託組織か機械利用組合）が立ち上げられて、これまで地域の水田農業を支えてきた。今回の調査では15ある集落営農組織のうち12組織について調査を行ったが、うち10組織が機械の共同利用等により効率的な営農体系を実現することを目的とした機械利用組合であり、全てが任意組織であった（前出第9表）。このように多くの組織が機械の共同利用の機能しか持たず、リタイア農家からの農地を引き受け手になり得ないという問題があるほか（任意組織のため、組織への利用権設定ができない上に、参加農家の多くが兼業農家なので、個別にも受けられない）、高齢化の進展と後継者不足から、若いオペレーターの確保の面で課題を抱えており、将来に向けた組織の持続性についても展望が開けない状況となっている。

また、広島県庄原市 F 地区では、農産物を組織で販売する集落営農組織の立ち上げが少ない分、これまで5～10haの中・大規模個別経営が農地を引き受け手として機能してきたが、今回の調査で、こうした経営も規模拡大の限界に近づきつつあることが明らかになっている（第11表）。

ただし、数は3組織と少ないが、集落営農法人が比較的平地農業地域に近いところとはいえ存在しており、そのうちの1組織が集落内のほとんどの水田作業を協業で行っており、もう1組織が水田の利用集積面積は少ないものの積極的に複合化に取り組んでいる(第12表)。こうした法人のうち2組織が機械利用組合を前身組織として立ち上げられていることを踏まえれば、今後、数多くある機械利用組合が地域の農地の引き受け手として再編され、法人化することで持続性を確保しつつ発展していくことが期待される。

第11表 広島県庄原市F地区の経営規模5ha以上の個別経営の経営概況

農家名	年齢	後継者	経営規模	うち集落外	筆数	拡大余力
q農家	61	他出20代	7.8ha	5.0ha	37	多少
r農家	52	同居20代	6.5ha	1.9ha	21	拡大可能
s農家	65	他出30代	8.5ha	0.0ha	60	拡大可能
t農家	49	同居20代	9.7ha	約7ha	40～50	限界
u農家	63	同居30代	4.5ha	1.7ha	50～60	水稻限界(*1)
v農家	75	同居40代	10.0ha	8.0ha	60～70	限界
w農家	59	同居30代	7.9ha	3.1ha	36	拡大可能(*2)
x農家	77	なし	6.0ha	1.5ha	60～70	縮小中

注1) *1 u農家は施設園芸で青ネギを栽培しており、そちらは拡大予定。

2) *2 w農家は親子2代で経営を行っているため、12～15haまで可能としている。

第12表 広島県庄原市F地区に立ち上げられた集落営農組織がカバーする農地等

集落営農組織	設立年 (法人化年)	前身組織	集落内水田面積①	集積面積②	カバー率②/①	経営作物	協業作業	複合化・多角化	参加戸数	オペレーター人数 (うち60歳未満)
(農)n組合	平成20年 (同年)	前身組織なし	25ha	24ha	96%	米+備蓄米	全て	計画なし	32	14 (11)
(農)o組合	18年 (同年)	機械共同利用組織	30ha	3ha	10%	米+蕎麦+野菜等	全て	施設園芸導入予定	40	8 (4)
(農)p組合	14年 (同年)	機械共同利用組織	8ha	6ha	75%	米+景観作物	全て	トウモロコシ復活	11	5 (3)

3) 法人化した組織の将来展望

山口県長門市E地区において、法人化し当面の持続性が確保されている組織でも、オペレーターが高齢化しており、若いオペレーターの確保の面で困難を抱えているところが多い(前出第10表参照)。また、多くの農区をカバーする形で集落営農法人が立ち上げられているが、その面積シェアが小さいだけでなく(農区内水田の同法人によるカバー率は15～37%)、将来の農地の引き受け能力にも限界がみられた。こうした中で、リーダーが中心となって施設園芸、農産加工、直売所の運営などに取り組むことにより、若い人の雇用による確保に展望が開けつつある組織も出てきている。

他方で、広島県庄原市F地区では、農産物を組織で販売する集落営農組織数は少ないものの、調査した3組織とも、農地の引き受けに積極的であり、若いオペレーターも数多く確保されていることから、将来のリタイア農家からの農地の引き受け手として期待できる状況となっている(前出第12表参照)。

4) 集落営農組織や中・大規模個別経営では対応しきれない課題への対応

中山間農業地域では、圃場整備を行っていても圃場の区画が小さい水田（10アール程度）や、排水が悪くて米以外の作物を作れない水田が多く、未整備田も多く残されている。また、農地の引き受け手である集落営農組織や個別経営が少ないだけでなく、そうした農地の引き受け手が存在していても、圃場条件の悪さから、それらが引き受けられる農地面積に限界がある。

このため、調査地区でも、集落営農法人や中・大規模個別経営が存在していても、それらによる農地のカバー率は高くなく、アクセスの悪い農地や機械作業が行えない未整備田などは既に耕作放棄地化がかなり進展してしまっている（第13表）。

また、こうした水田の維持・保全だけでなく、高齢化の進展、死亡・離村の増加により、地域のコミュニティの維持も困難になってきていることが明らかになっている。

このような状況を受けて、今回の調査地区には存在していないが、近年、中山間農業地域において、複数集落や外部主体の参画によって広域的な組織を形成し、集落単位では困難な諸活動に取り組む動きがみられる。例えば、京都府舞鶴市H地区（山間農業地域）では、広域的な村づくり委員会を基礎としながら、地域内の諸組織をテーマ別（プロジェクト別）に旧村単位（8集落で構成する小学校区単位）で再編したうえで、遊休農地の利活用、定住支援による都市農村交流の促進、地域資源マップを用いた資源利用計画の策定等を行い、営農・生活全般にわたる諸課題の解決を図っている。

第13表 中山間農業地域の調査地区における農地の引き受け手による農地のカバー状況

	集落数	農区、自治区数	地区内の水田面積①	集落営農組織		5ha以上の個別経営		集落営農組織及び5ha以上の個別経営による水田カバー率(②+③)/①(%)
				組織数	合計経営面積②(ha)	経営体数	合計経営面積③(ha)	
山口県長門市E地区	32	7	456	5	85	0	0	18.6
広島県庄原市F地区	38	14	452	3	33	7	56	19.7

5) 小括

中山間農業地域においては、平地農業地域より高齢化・過疎化が進展しており、リタイア農家の農地の引き受けへの対応の必要性も高い。このため、こうした農地の引き受け手としての集落営農組織への期待は大きく、実際に農地の利用権設定を受けられる集落営農法人が立ち上げられている地域では、同法人がそうした機能を果たしていた。

他方で、機械の共同利用等を行う任意組織では、組織の持続性が懸念されていたり、リタイア農家からの農地を引き受けられないなどの課題を抱えていた。

また、法人化した組織でも、将来、農地を預けたい農家が増加した時の対応、若いオペレーターの確保の面で困難を抱えているところが多くみられた。

このため、中山間農業地域の集落営農組織では、平地農業地域以上、リタイア農家からの農地の受け皿として、利用権設定ができるよう法人化する必要性が高く、また、地域内に若い人

材が不足しているため、複合部門、多角部門の導入により周年での雇用の場を創出して、若い人をIターンやUターンで呼び込めるようにしていくことが重要である。

さらに、集落営農組織や個別経営では対応できない農地の維持・保全やコミュニティ機能の維持の問題も増えてきており、そうした課題に対応するための新たな組織の立ち上げも重要になってきている。

2. 農地の利用調整の現状と課題

(1) 農地の引き受け手の分布状況

これまでの研究成果から、農地の利用調整については、集落内で農地の利用調整が完結しないケースとして、以下の3つの類型が考えられた。

- ① 農地の引き受け手が数多く存在しているが、その分布が偏っている地域
- ② 農地の引き受け手である集落営農組織と大規模個別経営が複数混在している地域
- ③ 農地を引き受けられる集落営農組織も個別経営も不在の地域

そこで、調査地区において、複数の集落、地域を範囲とした「旧市区町村」単位で農地の利用調整の状況を把握したところ、集落内でほぼ農地の利用調整が済んでしまうケースもあったが、以下のように、出入作の関係から集落単位では利用調整が完結しないケースの方がむしろ多いことが明らかとなった。

1) 農地の引き受け手が数多く立地しているが、それが偏在している地域

集落営農組織や規模拡大意欲のある個別経営の分布が偏っている地域（秋田県、岩手県の調査地区）では、農地の引き受け手を十分に確保している集落がある一方で、農地の引き受け手が集落内に存在しておらず、将来、農地を預けたいという人が増えた時に、引き受け手のない農地が増加してしまう懸念がある集落も存在している。

秋田県大仙市 C 地区では、5ha 以上の個別経営が集落毎に偏在しており、そうした個別経営が多い集落では、集落営農組織が立ち上げられなかったり、立ち上げられても解散してしまっている（第 14 表）。他方で、集落営農組織が立ち上げられて存続している集落では、5ha 以上の個別経営が少ない傾向にあり、集落営農組織も存在しなければ、5ha 以上の個別経営もあまり存在しない集落もある。

また、岩手県花巻市 D 地区では、5ha 以上の個別経営が少ない農家組合では、集落営農組織が立ち上げられているところと立ち上げられていないところの双方があり、5ha 以上の個別経営の集積率も高いが集落営農組織も立ち上げられている農家組合もある（第 15 表）。このように、複数集落から構成される農家組合単位でも、なお農地の引き受け手が偏在していることが分かる。

第14表 秋田県大仙市C地区における集落毎にみた農地の引き受け手による農地のカバー状況

集落名	田面積 (ha)	5ha以上の個別経営			集落営農組織の動向			面積カバー 率 ①+②(%)
		戸数	面積 (ha)	集積率 ①(%)	設立状況	経営面積		
						面積(ha)	集積率②(%)	
aa集落	66	4	30	46.1	なし	0	0.0	46.1
bb集落	55	3	24	44.0	集落で設立	39	70.9	114.9
cc集落	88	5	34	38.6	集落で設立(解散)	0	0.0	38.6
dd集落	20	1	6	29.0	集落で設立(解散)	0	0.0	29.0
ee集落	44	2	13	28.6	なし	0	0.0	28.6
ff集落	51	2	13	24.5	なし	0	0.0	24.5
gg集落	77	3	18	22.9	2組織設立(1組織解散後、受託組織に再編)	43	55.8	78.7
hh集落	27	1	6	20.4	集落で設立(解散後、受託組織に再編)	0	0.0	20.4
ii集落	37	1	6	17.0	集落で設立	16	43.2	60.2
jj集落	51	1	8	15.3	なし	0	0.0	15.3
kk集落	50	1	6	12.4	集落で設立	45	90.0	102.4
ll集落	27	0	0	0.0	集落で設立	22	81.5	81.5
mm集落	32	0	0	0.0	集落で設立	22	68.3	68.3

注1) 5ha以上個別経営の面積集積率順(降順)に記載した。

2) 個別経営と集落営農組織の面積は重複している面積があるため、両者の集積率の合計が100を超える集落もある。

3) ただし、kk集落の面積カバー率が100%を超えているのは、集落営農組織が他集落に出作しているためである。

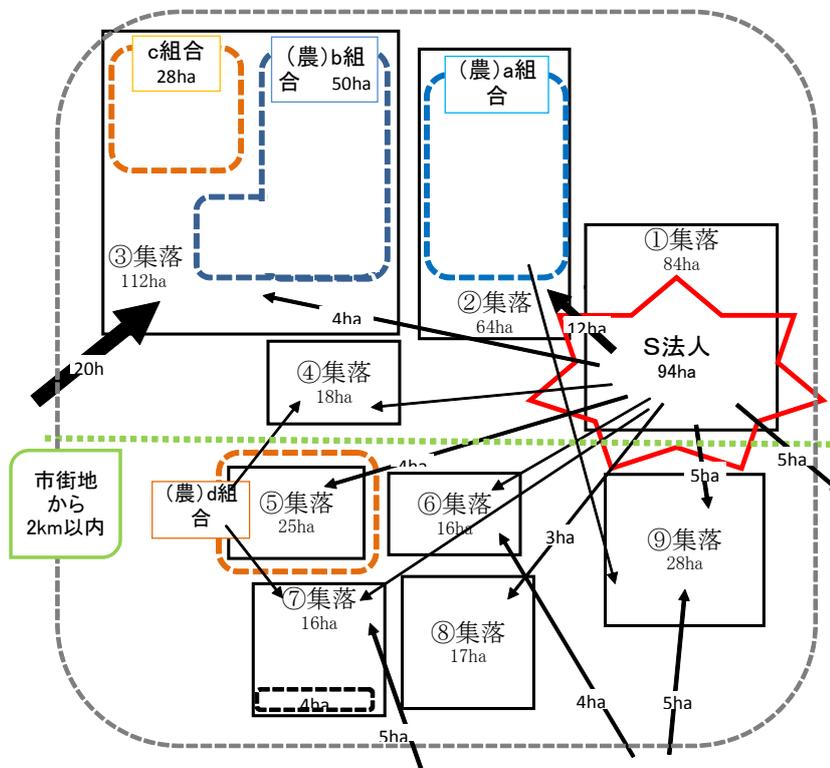
第15表 岩手県花巻市D地区における農家組合毎にみた農地の引き受け手による農地のカバー状況

農家 組合	田面積 (ha)	5ha以上の個別経営の経営面積		集落営農組織の動向			面積カバー 率 ①+②(%)
		面積(ha)	集積率①(%)	設立状況	経営面積		
					面積(ha)	集積率②(%)	
nn組合	142.8	16.1	11.3	農家組合で設立	78.8	55.2	66.5
oo組合	343.0	104.3	30.4	6集落中 5集落で設立	97.8	28.5	58.9
pp組合	347.6	176.9	50.9	8集落中 1集落で設立	30.2	8.7	59.6
qq組合	211.8	119.4	56.4	なし			56.4
rr組合	156.8	59.5	37.9	なし			37.9
ss組合	51.0	20.3	39.8	なし			39.8
tt組合	297.6	29.5	9.9	農家組合で設立	39.6	13.3	23.2

2) 農地の引き受け手である集落営農組織と大規模個別経営が複数混在している地域

富山県砺波市 A 地区、佐賀県佐賀市 B 地区では、旧市区町村（小学校区）単位でみると、集落営農組織と規模拡大意欲のある個別経営が複数混在しており、農地の利用集積で競合し、集落単位の調整では、視野が狭く、農地も少ないため、困難を抱えている集落もある（第2図、第3図）。ただし、富山県砺波市 A 地区では集落営農組織も大規模個別経営も立地していない集落において両者の間で競合があるだけであったが、佐賀県佐賀市 B 地区では、作物毎に1集落から複数集落にまたがる大きさの異なる組織的な取組が重層的に存在しているだけでなく、一つの集落内に集落営農組織と大規模個別経営が存在しており、集落内外で競合する関係にあった。

このように集落営農組織と大規模個別経営が農地の引き受けで競合するケースでも、農地の利用調整を集落を越えた広域で行う必要があると考えられる。

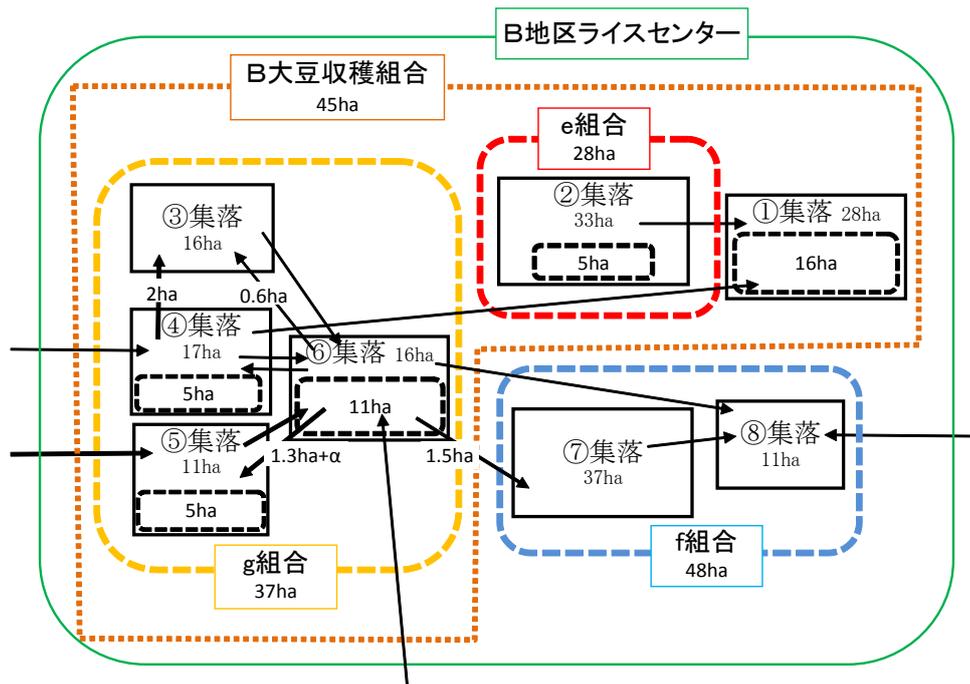


第2図 富山県砺波市A地区における組織化と出入り作の状況

資料:政策研調査。

注1)口内は集落名と経営耕地面積 は集落営農組織未加入の大規模農家とその経営面積。

2)矢印は集落外の農家・組織による入作の状況であり、線の太さは面積の大小を示す。



第3図 佐賀県佐賀市B地区における組織化と出入り作の状況

注1)□内は集落名と経営耕地面積、 は集落営農組織未加入の大規模農家とその経営面積。
 2)矢印は集落外の農家による入作の状況であり、線の太さは面積の大小を示す。

3) 農地を引き受けられる集落営農組織も個別経営も不在の地域

中山間農業地域では、立ち上げられている集落営農組織の活動が狭い範囲に限定されていたり、農地を引き受けられる個別経営の数が少ない上に、その農地の引き受け能力に限界があることから、集落単位でみると農地の引き受け手を確保できていない集落が数多くある。

山口県長門市E地区、広島県庄原市F地区でも、集落単位でみると農地の引き受け手がない集落が数多くあるが、複数集落からなる農区、自治会単位でみると、かなりのエリアがカバーされる(第16表)。特に、山口県長門市E地区では、複数集落を含む広域の農区単位で集落営農組織(法人)を立ち上げることで、農地の引き受け手を確保できていない集落を広域でカバーしている。

このことは、中山間農業地域等で、将来、農地の引き受け手の確保が難しい集落が立地する地域では、引き受け手のいる集落を中心にして、引き受け手のいない集落も含めて広域で農地の利用調整を考える必要があることを示唆している。

(2) 集落を超えた広域での農地利用についての調整や話し合いの状況

上記(1)のように、農地利用について、広域での調整や話し合いが求められる状況にありながら、実際には、市町村合併やJA合併の影響もあって、集落を超えた話し合いの場がなく、集落単位での調整や話し合いとならざるを得ない状況の地域が散見された(富山県砺波市A地区、佐賀県佐賀市B地区、秋田県大仙市C地区)。

他方で、

第16表 中山間農業地域の調査地区における農地の引き受け手による農地のカバー状況

(単位:集落数、区数、会数、%)

地区名	農地の引き受け手の状況	集落数	農区、自治会数
山口県 長門市 E地区	集落営農組織と5ha以上の個別経営双方が存在	0 (0)	0 (0)
	集落営農組織のみが存在	20 (62)	6 (86)
	5ha以上の個別経営のみが存在	0 (0)	0 (0)
	どちらも存在せず	12 (38)	1 (14)
	合計	32 (100)	7 (100)
広島県 庄原市 F地区	集落営農組織か営農集団と5ha以上の個別経営の双方が存在	4 (11)	5 (35)
	集落営農組織か営農集団のみが存在	9 (24)	4 (29)
	5ha以上の個別経営のみが存在	3 (8)	1 (7)
	どちらも存在せず	22 (57)	4 (29)
	合計	38 (100)	14 (100)

注()内は、合計に対する割合である。

① 祭りを運営する氏子組織や自治会等が集落を超えて機能しており、農業分野の話し合いもこうした場を活用して行っている(広島県庄原市 E 地区)

② 集落を再編して広域で新たな集落営農組織や農家組合を立ち上げている(岩手県花巻市 C 地区、山口県庄原市 F 地区)

③ 複数の集落営農組織や生産組織が統合して広域で営農する経営体を育成している(佐賀県佐賀市 B 地区や岩手県花巻市 C 地区の近隣)

といった取組があり、このような機会を通じて、集落を超えた広がりでの農地の利用調整の話し合いを進めている地域もあった。

このように、集落を超えた広がりでの農地の利用調整を行おうとしても、そうした話し合いの場がない地域も多いが(市町村合併等により、話し合いの単位が、集落の次はいきなり市町村まで広がってしまう地域も少なくない)、他方で、集落を超えた広がりでの

話し合いを行える環境を整備している地域もあることが明らかになった。

3. 今後の対応方向

(1) 経営の発展段階に応じた集落営農組織の法人化の推進

1. でみてきたように、地域の水田農業の担い手として集落営農組織を立ち上げても、それがいつまでも任意組織のままでは、高齢化により農地を預けたい農家が増加する一方で、構成員やオペレーター等が減少する事態となり、引き受け手のいない農地が増加し、組織の持続性や存続意義が脅かされることになる。この点については、平地農業地域以上に中山間農業地域でより深刻であった。

集落営農組織を、将来も地域の水田農業の担い手として持続性のある組織としていくためには、任意組織であることを過渡的なものとして捉え、法人化に対する組織内の機運の醸成度合いに応じて法人化を促し、①組織として農地の利用集積を行えるようにしたり、②共同利用する機械の更新のための資金の内部留保をできるようにしたり、③複合部門や多角部門を導入して若い人を雇用できるようにする必要がある。

そのためには、組織や地域の将来について考え、そうした取組を率先できるリーダーシップのある人事の育成（必要があれば外部からの招聘）も重要と考えられる。

他方で、組織の発展段階によっては、法人化の必要性が組織の構成員に見えにくい場合も多い。こうした法人化の必要性に対する認識が醸成されていない集落営農組織においては、法人化の目標年を漠然と決めようとしても構成員の合意を得るのが難しいケースも多く、法人化に対するリーダーと構成員の考えがさらに乖離してしまうケースもみられた。

しかし、5年、10年後の地域内の労働力、機械の所有状況、農家のリタイアと農地の貸付状況について構成員間で共有することができれば、今後、組織が、いつ頃、どういう機能を持つ必要があるかという問題意識も醸成されると思われる。また、こうした問題意識が醸成されれば、自ずと法人化のタイミングも見えてくるとと思われる。

一方、そうした検討を行っても、組織の将来展望が見えない場合には、地域農業の維持・発展を目指す別の方法として、組織の再編についても話し合ってみることが必要である。

また、調査対象の集落営農組織（任意組織）の多くでは、法人化が集落営農組織の最終目標であるかのように捉えている傾向がみられたが、調査対象の集落営農組織（法人）の多くでは、法人化を機に、農地の利用権設定による集積や多角化への取組を開始していた。

こうした状況を踏まえれば、組織を法人化することは最終目標ではなく通過点の一つであり、法人化することより経営基盤を確立した上で、その後、どのように経営展開して行くのかを描くことが大切であることについて理解を深める必要がある。

また、中山間農業地域では、集落営農組織を法人化させても、なお地域の農地の維持・保全には十分でないことも明らかになった。今後は、こうした集落営農組織の活動を補える取組のあり方についても検討を深める必要がある。

（２）集落を超えた広域での利用調整や話し合いの場の創設

2. でみてきたように、調査対象地区では、集落営農組織や大規模個別経営の分布状況によって、集落単位など狭い範囲での土地利用調整には限界がある地域があることが明らかとなった。一方、広域での話し合いの場を持っている地域では、担い手経営体の集中地域や担い手経営体の不在地域（空白地帯）はどこなのか等の全体の状況が俯瞰できることから、空白地帯の存在や担い手経営体の農地の引き受け能力に対する共通の問題意識が生まれつつある。

現在、進められている「人・農地プラン」⁽⁵⁾の作成・見直しにおいても、集落を超えた広域で営農している担い手経営体が多い市町村や担い手経営体がない集落が多い市町村では、その作成範囲について集落単位に固執するのではなく、集落を超えた範囲での作成を促すことが、担い手経営体への円滑な農地の利用集積や空白地帯における担い手経営体の確保の観点から有効と考える。

また、集落を超えた広がりでも、農地利用の調整や話し合いをしようとしても、そうした話し合いの場がない地域については、前述のような取組事例を参考に、例えば、自治会等の会合の場を活用して、地域をどうして行くのかという話題と併せて問題提起するといった取組

も有効と考えられる。

注

- (1) 「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～」農林水産政策研究所（2011年5月17日公表）
- (2) 農業センサスで使われている「旧市区町村」（ほぼ校区）を採用している。
- (3) 「水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析」農林水産政策研究所（2010年10月26日公表）
- (4) 組織で経理を行う中で個別の営農スタイルが継続されている組織のことを、ここでは「いわゆる「枝番方式」の集落営農組織」とした。
- (5) 平成24年度から、地域の中心となる経営体を明確にしつつ、農地をどのように集積していくか等を地域で話し合っ決めて「人・農地プラン」の策定が進められている。